

第 5 5 回

前橋市都市計画審議会議案

目 次

- 1 第1号議案 前橋都市計画道路（3・4・97号問屋町東国分線ほか3路線）の変更について・・・1
（1号案件）
- 2 前橋都市計画区域内（泉沢町）一般廃棄物処理施設の敷地位置について・・・6
（3号案件）

1号案件：都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計
（付議案件） 画に関する議案（前橋市決定）

2号案件：都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見
（諮問案件） を聴き、定める都市計画に関する議案（群馬県決定）

3号案件：都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等
（付議案件） を求められている性質の議案（建築基準法第51条ただし書きに
（諮問案件） よる敷地位置指定等）

4号案件：法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計
（諮問案件） 画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案

5号案件：都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に
（諮問案件） ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件：都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項（議決を要
するもの）の調査審議を行うもの

※諮問案件：他の法令によりその権限に属された事項（審議を要するもの）及び
市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの



諮問第1号

前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画道路（3・4・97号間屋町東国分線ほか3路線）の変更について

前橋都市計画道路（3・4・97号間屋町東国分線ほか3路線）の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

平成31年1月17日

前橋市長 山 本



第1号議案

前橋都市計画道路（3・4・97号問屋町東国分線ほか3路線）の変更について
（付議）

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

平成31年2月14日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画道路の変更（前橋市決定）（案）

1. 都市計画道路中3・4・97号問屋町東国分線を廃止する。
2. 都市計画道路中3・3・9号西部環状線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・9	西部環状線	前橋市古市町	前橋市総社町総社字昌楽寺廻堀南	前橋市元総社町	約3,160m	地表式	2車線	22m	JR上越線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	
	3・4・110	元総社北小西通線	前橋市元総社町字小見内	前橋市総社町総社	前橋市元総社町字北川	約610m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・36	上新田前箱田線	前橋市大利根町一丁目	前橋市青葉町	前橋市箱田町	約1,660m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路3・4・97号問屋町東国分線は、前橋市総社町総社の都市計画道路3・4・22号大友町西通線から高崎市東国分町までを東西に結び、高崎都市計画道路3・5・68号東国分金古線と連続する幹線道路である。

高崎市が、史跡保存のために高崎都市計画道路3・5・68号東国分金古線を廃止することから、本市の都市計画道路見直し計画案では、これと連続する本路線の必要性等を検証した結果、本路線を廃止するものである。また、本路線の廃止に伴い、接続する都市計画道路との交差点計画を見直した結果、都市計画道路3・3・9号西部環状線の終点の位置、延長及び都市計画道路3・4・110号元総社北小西通線の終点部の形状を、それぞれ変更するものである。

都市計画道路3・4・36号上新田前箱田線は、前橋市大利根町一丁目の都市計画道路3・4・18号古市下新田線から、高崎市を東西につなぐ幹線道路である。今回、事業の実施に伴い、3・4・19号新前橋駅川曲線との交差点計画を見直したことから、一部区間の幅員を変更するものである。

都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・97	問屋町東国分線	前橋市 総社町 総社字 昌楽寺 廻堀南	前橋市 総社町 総社字 北原分 中原	前橋市 総社町 総社	約 880m	地表式	2 車線	17m	幹線街路と 平面交差2 箇所	
	3・3・9	西部環状線	前橋市 古市町	前橋市 総社町 総社	前橋市 元総社 町	約 2,990 m	地表式	2 車線	22m	J R上越線 と立体交差 幹線街路と 平面交差7 箇所	
	3・4・110	元総社北小西通線	前橋市 元総社 町字小 見内	前橋市 総社町 総社	前橋市 元総社 町字北 川	約610m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と 平面交差2 箇所	
	3・4・36	上新田前箱田線	前橋市 大利根 町一丁 目	前橋市 青葉町	前橋市 箱田町	約 1,660 m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と 平面交差3 箇所	

(変更後)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・3・9	西部環状線	前橋市古市町	前橋市総社町	前橋市元総社町	約 3,160 m	地表式	2 車線	22m	J R 上越線 と立体交差 幹線街路と 平面交差 7 箇所	
	3・4・110	元総社北小西通線	前橋市元総社町字小見内	前橋市総社町総社	前橋市元総社町字北川	約 610m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と 平面交差 1 箇所	
	3・4・36	上新田前箱田線	前橋市大和根町一丁目	前橋市青葉町	前橋市箱田町	約 1,660 m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と 平面交差 3 箇所	



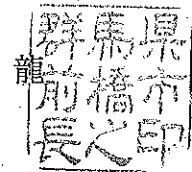
前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画区域内（泉沢町）一般廃棄物処理施設の敷地位置について

前橋都市計画区域内（泉沢町）一般廃棄物処理施設の敷地位置について、建築基準法第51条ただし書きの規定により、次のとおり審議会に付議します。

平成31年1月17日

前橋市長 山本



第2号議案

前橋都市計画区域内（泉沢町）一般廃棄物処理施設の敷地位置について（付議）

諮問第2号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

平成31年2月14日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画区域内(泉沢町)一般廃棄物処理施設の敷地位置

前橋都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

名称	前橋都市計画区域内(泉沢町)一般廃棄物処理施設
用途地域	指定なし
申請者住所氏名	前橋市泉沢町1250番地6 株式会社オダワラ 代表取締役 小田原 剛
所在地	前橋市泉沢町1250番6、1250番22、1250番23
敷地面積	4,352.19㎡
主な施設	一般廃棄物処理施設
処理能力	<p>木くずの破砕 163.20t/日</p> <p>(建築面積)</p> <p>申請部分(既存工場) 1,229.82㎡</p> <p>申請以外の部分(既存事務所等) 681.42㎡</p> <hr/> <p>合計 1,911.24㎡</p> <p>(延べ面積)</p> <p>申請部分(既存工場) 1,200.42㎡</p> <p>申請以外の部分(既存事務所等) 664.00㎡</p> <hr/> <p>合計 1,864.42㎡</p>

理 由

本施設は、前回許可の1.5倍を超える処理能力となる計画であるため、あらためて建築基準法第51条ただし書き許可の取得が必要になることから、前橋市都市計画審議会の議決を求めるものです。